新潟市建設工事総合評価方式試行要領【新旧対照表】

新	旧	備　考
新潟市建設工事総合評価方式実施要領 第１条～第２条　（省略） （総合評価の型式） 第３条　総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて次に掲げる型式に区分する。 （１）　特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事で、同種工事の工事成績及び同種・類似工事の施工実績等を求め、価格と技術力とを総合的に評価するもの 以下～第４条　（省略） （総合評価の方法） 第５条　総合評価の方保王は、入札価格を点数化した価格評価点に、価格以外の技術的な要素等について、各評価項目を点数化した得点の合計点（以下「技術評価点」という。）を加えたものを総合評価点とする加算方式によるものとする。 総合評価点＝価格評価点＋技術評価点 ２　価格評価点及び技術評価点の配点及び算定方法については、新潟市建設工事総合評価方式実施要領の運用基準（以下「運用基準」という。）で定め、技術評価の評価項目については、次の区分で総合評価の型式に応じて設定するものとする。 （１）施工計画 （２）工事の施工能力 （３）地域及び社会への貢献度 （４）客観的な優良性 第６条～第２４条　（省略） 附　則 （施行期日） １　この要領は、令和７年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この要領の施行の日前に改正前の新潟市建設工事総合評価方式試行要領の規定により行った手続その他の行為は、この要領の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。	新潟市建設工事総合評価方式試行要領 第１条～第２条　（省略） （総合評価の型式） 第３条　総合評価方式は、当該工事の難易度等に応じて次に掲げる型式に区分する。 （１）　特別簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事で、同種工事の工事成績及び同種・類似工事の施工実績等の価格と技術力とを総合的に評価するもの 以下～第４条　（省略） （総合評価の方法） 第５条　総合評価の方保王は、入札価格を点数化した価格評価点に、価格以外の技術的な要素等について、各評価項目を点数化した得点の合計点（以下「技術評価点」という。）を加えたものを総合評価点とする加算方式によるものとする。 総合評価点＝価格評価点＋技術評価点 ２　価格評価点及び技術評価点の配点及び算定方法については、新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準（以下「運用基準」という。）で定め、技術評価の評価項目については、次の区分で総合評価の型式に応じて設定するものとする。 （１）施工計画 （２）工事の施工能力 （３）地域及び社会への貢献度 （４）客観的な優良性 第６条～第２４条　（省略） 附　則 （施行期日） １　この要領は、令和２年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この要領の施行の日前に改正前の新潟市建設工事総合評価方式試行要領の規定により行った手続その他の行為は、この要領の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。	試行を実施に変更 試行を実施に変更